

# 学習院大学 法科大学院ガイド

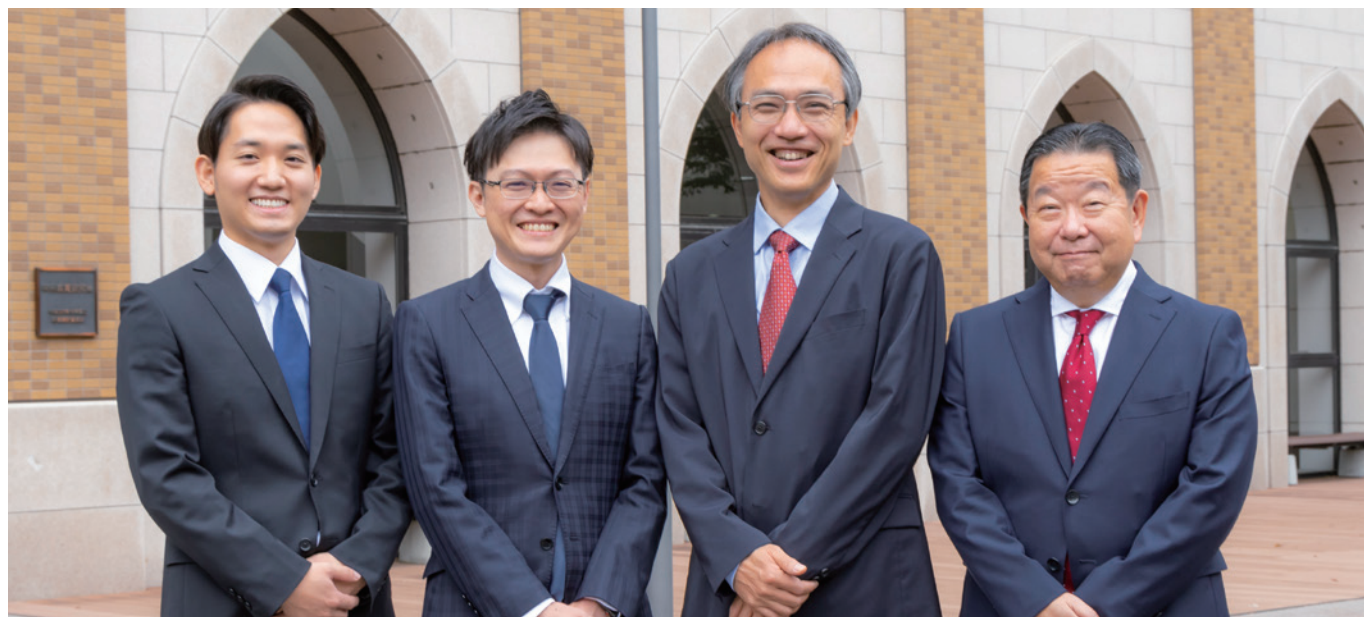
GAKUSHUIN UNIVERSITY LAW SCHOOL GUIDE

2022.12

VOL.

17

特集 令和4年司法試験 合格者座談会／授業紹介／教員著書紹介



## 令和4年司法試験結果について

令和4年司法試験において、本法学大学院から40名が受験し、短答式試験合格者は29名、最終合格者は5名でした。本法学大学院では、少人数教育と手厚い支援体制によって、令和4年までに222名の司法試験合格者を輩出しております。今後も、本学の教育理念に基づき、より一層基礎力の定着に力を入れ、きめ細かい指導を行い、さらに多くの優秀な法曹を送り出せるよう教員スタッフ一同尽力してまいります。

	本学合格者数			(参考) 全合格者数
	既修	未修	合計	
令和4年	5	0	5	1,403
令和3年	5	0	5	1,421
令和2年	4	1	5	1,450
令和元年	5	1	6	1,502
平成30年	11	5	16	1,525
平成29年	8	3	11	1,543
平成28年	11	3	14	1,583

# 合格者座談会

令和4年の司法試験で合格を勝ち取った3名の法科大学院修了生が神前教授のもとに集まり、法曹を目指したきっかけから学習院法科大学院の良さ、そして司法試験の合格の秘訣などについて、これから法曹を目指す皆さんに向けて語っていただきました。(実施日：2022年10月12日)

## 法律と関わった縁を機に飛び込んだ 法曹の世界と学習院法科大学院

**神前教授** 令和4年司法試験に合格された皆さん、本当におめでとうございます。では初めに、皆さんが法曹を目指したきっかけと、なぜ本法科大学院に入学されたのかを教えてくださいいただけますか？

**佐々木** 社会に役立つ仕事がしたいくて、学部時代は公務員試験の合格を目指していました。その試験科目の学習を通じて法律に触れるうち、すべての人が法律で規律されていると改めて認識したんです。そこで、法曹として働けば法律の知識を活かして人の実生活に直接関わり、より自分が社会の役に立てると思いました。そこから法曹を目指し始め、大学卒業後にはほかの法科大学院に通ったものの、司法試験に失敗。その後、友人たちの勧めで参加した学習院大学法科大学院の説明会で、少人数制で先生との距離も近い学習院のスタイルを知り、自分に合っていると感じました。それに、素晴らしい自習環境で自分が学んでいるイメージも湧きました。特待入試で学費が免除されたことも、経済的な不安なく勉強に集中できてよかったですね。

**早川** 高校生のときに模擬裁判で裁判官役を経験したことをきっかけに法曹を意識し始め、

法学部に進学しました。就職するにあたっては幼少期から格闘技を続けてきたこともあり、体力を活かせる仕事に就こうか迷いましたが、知的な職業への憧れも強く、一番身近な法曹を目指すことにしました。ロースクール選びは先生方に質問しやすく、親身になって相談に乗っていただけるかどうかを一番重視しました。また、学部と同じ大学へ進学する道もありましたが、多様な視点を獲得するため、新しい環境を求めて、学習院に入学を決めました。

**岡野** 私は2020年3月まで証券会社で働き、市場部門で証券化商品の組成などを担当していました。この仕事には法律が深く関わっています。何度も弁護士さんと仕事をするうちに、ブロックチェーンなどによって金融の仕組みが革新されていく今、経験を活かしながら今度は自分が弁護士として金融に関わってみるのも面白いと思ったんです。これまでの道とは違うことはあまり考えていませんでした。ただ、学習院の法科大学院でそれまでいろんな著作物でお名前を拝見したり、業界団体の勉強会などでお話を伺ったことのある、非常に高名な先生方に直接教えていただけることが楽しみでした。少人数制のため、双方向の授業にも期待していましたね。



神前 禎 教授

## 力をつけるために予習を欠かさず 法律の知識の基礎力を身につける

**神前教授** 双方向の授業は期待通りでしたか？特に印象に残っている授業は何でしょうか？

**岡野** 橋本先生の労働法の授業です。昨年はオンライン授業が多いなか、一学期と二学期に受けた授業はいずれも対面で、オンライン参加の学生も含めて履修者は4人だけでした。対面だと非常に質問しやすく「このように考えてもいいですか」といった疑問もぶつけられたので、非常に充実した授業を受けられたと感謝しています。

**神前教授** 予習は「授業で恥をかかないようにする」ためではなく、「自分が実力をつける」ためしておくもの。岡野さんのように、自分の考えをベースに教授と対話するくらいの気持ちで予習してから授業を“使う”つもりで受けていただくと、自然と自分の頭と言葉で文章表現できる実力がついていくと思います。

**佐々木** 私は既修者コースで入学しましたが、まだまだ基礎的なことに不安を感じていました。そのため、基本書の内容から教えていただいた民法の竹中先生や民事訴訟法の長谷部先生の授業はありがたかったです。ほかにも、履修者2人で受講した知的財産法の横山先生の授業では、先生からの質問に答えるためにも



絶対に予習は欠かせないという緊迫感が予習を習慣づけ、ほかの科目を受けるときにも力になりましたね。

**早川** 私は入学直後に初めて受けた野坂先生(当時)の憲法の講義ですね。事前にしっかりと予習をしていったにもかかわらず、先生の話が派生的な内容になったとたんに理解できなくなってしまったんです。そのとき「ロースクールってこういう場所なんだな」と、その多岐にわたる専門性に深く感じ入ったことを覚えています。ほかにも、基本的な法的三段論法をご教授いただいた松元先生(当時)の会社法や、法文書の書き方を徹底的に鍛えてくださった刑事訴訟法の安村先生の授業によって、確実に合格への実力がついたと思います。

### 充実の学習環境と授業 —— 自習室に図書館、法実務講座

**神前教授** では、本法科大学院が提供している環境やサービスで特にご自身でよく活用されたり、役立ったと感じたものはありますか？

**早川** 2年のときに受けた法実務講座が最も役立ちました。自分の学習の進度に合わせて、基礎から司法試験の過去問演習まで様々なテーマで、現役で活躍されている実務家の先生方から直接ご指導いただけたことは貴重



岡野 能和

でした。ほかにも、大学院修了後も自習室を使わせていただけたことも大きかったですね。

**佐々木** 家で勉強することが苦手な私も、学内に多くの自習スペースがある学習院の環境は大変嬉しいものでした。特に在学中、自習室は自分専用の机・ロッカーと棚が割り当てられるため資料も多く持ち込むことができ、とても快適でした。集中が切れたときは法経図書センターの書庫に移動すれば、気持ちを切り替えて勉強を続けられましたね。法経図書センターは蔵書も豊富で、探している本が見つからないということは一度もありませんでした。

**岡野** 私も法経図書センターはよく利用していました。開架部分には先生方が指定した図書が置かれ、手軽に調べものができるよう配慮されているのがよかったです。また、判例を調べる時はオンラインデータベースの判例秘書を、用語検索を行う場合はTKCローブライリーを活用していました。

**神前教授** 東2号館の法経図書センターは学習院大学の誇れる施設のひとつです。また、法実務講座について補足すると、法曹として活躍する弁護士を中心とした当法科大学院修了生が講師を務めて後輩指導をしてくださっている正課外の取り組みです。

### 使える知識を効率よくインプットし 司法試験を熟知した教授の教えに 忠実に

**神前教授** 司法試験の対策としてはどんなことに力を入れましたか？

**佐々木** 判例や基本書に書いてあることのすべてを暗記することはできなかったのですが、条文の趣旨を自分で考えられるようにしておき、試験中でも条文を見ればだいたいの趣旨を自分の言葉で書けるようにしました。あとは、自分の手で実際に論文を書くことを重視しました。前年の



早川 大也

司法試験対策では、実際に論文を書く時間をあまり設けておらず、書く力が足りなかったと感じたので、自分の手、自分の言葉で論文を書く訓練を重ねましたね。

**神前教授** 司法試験は、適切な時間配分や長時間書き続ける腕力なども必要な試験なので、何度も繰り返して身につけるのが一番です。また、司法試験の会場で参照できるのは条文と自分の頭だけなので、条文とその趣旨を結びつけて記憶の中に留めておくことは、非常に理にかなっていたと思います。

**早川** 一番重視したのは「答案に、知識と理解を正確に表現できるか」という点です。幸い基本書を読むことは好きでした。しかし、漠然と読むだけでは問題は解けないので、常に問題の所在を意識し、使える知識と正確な理解のインプットを心がけていました。さらに答案では、法的三段論法を展開することを徹底し、論理的な繋がりが把握できる文章を書くことを意識しました。その甲斐あって、多少は、合格答案が書けるようになったと思います。

**岡野** 試験対策で特にこれというのはないのですが、余計なことは考えず、多くの法曹を育てられてきた先生方の言われたことをその通りできるようにしてきました。法的三段論法で答案を書くことをはじめ、先生たちがおっしゃったことや、試験の採点コメントを必ずノートにとって

# 合格者座談会



佐々木 亮

おき、それを実現できるようにひたすら練習してきました。

**神前教授** 教授たちは学生の皆さんそれぞれの現況と、どこまでどのように学べば合格に達するかをよく知っています。この法科大学院は全体の人数も少ないのでその道程を丁寧に教えることができますし、その通りに実際に自分で行動しさえすれば、合格に至るでしょう。きちんとした積み重ねが合格に繋がり、そして合格後も、司法研修所に入ってから知識を身につけることは続いていきます。

## 自分の本来の目的を見失わず 課題をカバーできる習慣をつける

**神前教授** 司法試験までの長い期間勉強し続けるために、やる気を維持することは大変だったと思います。何か工夫されたことはありましたか？

**早川** 私の一番の課題が、勉強を継続することでしたから、やる気をキープするために、勉強場所を定期的に変えるという工夫をしていました。というのも2時間ぐらい勉強するとすぐ飽きてしまうんです。そこで、2時間おきに、自習室、法経図書センター、演習室、カフェ、外の椅子、を転々としながら勉強することで、なんとか1日のやる気を保つように努力はしていました。ただ、遊びたい誘惑に負けてしまうときもありました。そのときは一切勉強せず、好きなゲームだけを3日間くらい集中してやっていました。そうすると、途中で「このままだとまずいな」と気付いて、また

勉強のやる気が出ていました。それが自分では一番効率がよかったです。

**佐々木** 司法試験という大きなゴールに向けて、短期的な目標をいくつも作ってクリアしていくようにしました。具体的には、毎年9月、12月、3月に実施されるTKCの実力確認テストを受け、できなかった科目を重点的に勉強していたんです。途中で挫折しなかったのは、試験がうまくいかなかったときも「次に同じミスをしなればいい」と必要以上に自分を追い込まず、リラックスして勉強に取り組んでいたからだと思います。

**岡野** 今まで動いてきた経験の中での喜びは、例えば新しい商品の組成に成功して、それがうまく販売できたときに味わっていました。今度は弁護士の立場でも、また新たな商品の開発や販売に関わっていけたら楽しいぞ、という思いが一番のモチベーションでしたね。

**神前教授** 皆さん、きちんと自分なりのパターンやビジョンを持って我慢強く勉強してくださいましたね。私も学生には「モチベーションに頼ることなく、淡々と勉強する仕組みや習慣を自分のパターンとして持ってほしい」と伝えてきました。人間は弱いものなので、やる気のアップ・ダウンに行動が左右されてしまいがちですが、やる気が起きなくても「最低限これは勉強するぞ」といった習慣が身につけていることが理想的ですね。

## 基本書通読で基礎を作り、予習、復習の徹底で授業を最大限に活用

**神前教授** ロースクールで今後学んでいく後輩にアドバイスをお願いします。ロースクールに入学してからはもちろん、入学前にしておくことよいことや心がまえなどをお聞かせいただけますか？

**佐々木** ご自身の興味のある科目からでよいので事前に一通り各科目の基本書を読んでおかれることをお勧めします。ある程度理解した上で先生方の授業を聞くと、理解の度合いが非常に深まるからです。ロースクール入学後も、授業を最大限に活かすために予習を重点的に進めるとよいと思います。

**早川** 将棋を指すにも駒の動かし方を知る必要があるように、事前に入門書を読んで最低限の知識とルールを頭に入れておくとその後がスムーズです。まず、法解釈の入門書を読んだ上で、各科目の入門書を読みながら科目特性を知ると効率的だと思います。入学後は、わからない点をピックアップして先生に聞けるようにしておくとか何倍も効果的に復習できると思います。また、司法試験の採点対象は、当日に書いた答案なので、日々の起案練習も怠らずに頑張してほしいと思います。

**岡野** 私も入学前、フルタイムで仕事をしている合間の休日や夏休み、通勤電車の行き帰りに基本書を読んでいましたし、それは必要なこと





だったと思います。法律に親しむという意味で、実定法だけでなく法理学などから読んでみるのも面白いですよ。私も学生時代、東大の碧海純一先生の著書『新版 法哲学概論』を読んですごく感激し、法律への関心が一層高まりました。また、お2人もおっしゃるように、一番大事なのは授業です。注意深く先生方がおっしゃることを聞き、それを活かす。そして自分で練習を重ねることが合格への近道ではないかなと思います。

**神前教授** 入学までに自分の不得意科目も含めてまんべんなく知識を得ておくということですね。そのほかにも、未修、既修にかかわらず、入学後に毎日長時間勉強できるだけの集中力や体力などの心身の準備を心がけていただくとよいですね。そして経済的な問題なども入学前に解決しておき、司法試験合格まで勉強に集中できるよう準備できるとよいですね。

### それぞれが思い描く理想の法曹を目指し、ここからまた新たな一歩を踏み出す

**神前教授** 最後に、皆さんの今後の目標を教えてください。

**岡野** ひとつは弁護士として何らかの形で金融に関わること。もうひとつは、法曹としてボランティアに参加し、社会貢献することが目標です。

**佐々木** もともと映画や音楽、漫画などのエンターテインメントの分野に興味がある

ので、知的財産権、特に著作権を主に扱うような弁護士になりたいと思っています。ただ、そのほかにも選択肢を狭めずに興味のあることはどんどんチャレンジしていき、法律の専門家として依頼者の希望に沿いつつも、無理なものは無理とハッキリ言えて的確なアドバイスができる弁護士になりたいですね。

**早川** 多角的な視点で深く物事を捉え、依頼者等の専門分野を尊重できるような弁護士になりたいです。また、自己成長も続けたいので、法律分野に限らず、英語や中国語などの語学にも挑戦していきたいと考えています。もっとも、具体的な目標は、修習中にじっくり考えながら、決めたいと思っています。

**神前教授** 三者三様の素晴らしい未来ですね。そのなかで、皆さんが法曹として活躍されることを祈っております。本日はお忙しいなかありがとうございました。

## MEMBERS

### 司会進行

#### 神前 禎(法務研究科長)

金沢大学法学部助教授、学習院大学法学部助教授、同教授を経て、2004年より学習院大学法科大学院教授。日本私法学会、日本国際法学会、日本国際私法学会に所属。



#### 早川 大也

日本大学法学部法律学科出身。  
2021年3月学習院大学法科大学院  
修了(法学既修者コース)。  
2022年司法試験合格。

#### 佐々木 亮

立教大学経済学部経済学科出身。  
2021年3月学習院大学法科大学院  
修了(法学既修者コース)。  
2022年司法試験合格。

#### 岡野 能和

京都大学法学部出身。  
2022年3月学習院大学法科大学院  
修了(法学既修者コース)。  
2022年司法試験合格。

## 一問一答

### Q. おすすめ、好きなテキストは？

- 中森喜彦先生『刑法各論』は、メジャーとは少し外れるかもしれませんが、『基本刑法』で書き方に困るときに別の視点が得られて参考になりました。
- 『会社法 (LEGAL QUEST)』です。これを読めば会社法の全体を一応網羅することができます。これと百選を合わせて読むことをおすすめします。
- 『警察学論集』に穴戸常寿先生が連載している憲法のテキストがとてわかりやすくオススメです。『憲法学読本』と『憲法 解釈論の応用と展開』の橋渡しのな使い方ができると思います。



### Q. 短答の目標得点は？

- 論文の負け分をカバーできるように、ある程度は取りたいと思いました。
- 短答は苦手だったので、足切りにならないようにと思っていました。昨年の司法試験結果で総合得点10点足らずで不合格だったので、その分稼ぎたいと思っていました。
- 足切りさえされなければ良いと思っていました。



### Q. 合格までの総勉強時間は？

- 1日の勉強時間は、たぶん10時間はしていないと思います。
- 今年に関していえば、1日に決まった時間(だいたい7~8時間)を勉強するように心掛けていました。
- 勉強を始めて4年ほどかかりました。司法試験直前期は寝ても覚めても、勉強していました。



### Q. 時間を無駄にしたと思う勉強法、司法試験対策の失敗談は？

- 短答の勉強に、法科大学院生向けのe-learningシステムの短答式過去問題演習トレーニングを使用して、間違った問題について抜き出した肢別ノートを作っていましたが、分野別になっていなかったため、結局苦手分野について別のテキストを使うことになりました。このあたりはもう少し工夫してもよかったですと思いました。
- 当初、丸暗記に頼っていたのが良くなかったです。暗記だけだと使える知識になりません。それを自覚してから、覚えたことを知識として自分の中で消化して、それを現場で出せるようにすることを意識して勉強するようにしました。
- 論文をあまり書かなかったことや、短答専用の対策をしなかったことです。上位を狙うことなどを考えると、やはり試験科目に応じた受験対策もやったほうが良かったと思っています。

### Q. 選択科目を選んだ理由は？

- 社会人経験からその重要性を感じていた租税法と労働法で迷って、労働法を選択しました。労働法は、新入社員がインドで自殺したという、読んでいて涙が止まらなかった判例が自分にとってより身近に感じられました。
- 知的財産法です。自分が興味を持って勉強できる分野だったので。
- 実務で何が使えるのかと考えたときに、労働法と倒産法のどちらかを考え、労働法にしました。



### Q. 司法試験に合格するための要素、あるいは法学に向いてないと思う傾向は？

- 例えば三段論法ですが、法学には作法のようなものがあり、そういったものに抵抗がある方は大変かもしれません。
- 法学は、これという正解がある分野ではないので、正解がないことに納得できない方は厳しいと思います。
- 具体的な事案を頭の中でイメージできる人は向いているかもしれません。問題文やテキストの背景にあるリアルな人間や人生をイメージすると、事案を整理しやすかったです。
- 司法試験はやるべき量が多いため、結局、継続力がないとつらいと思います。また、ただ継続するだけでなく、改善を繰り返しながら継続できるか、という点も重要になってくると思います。

## 刑事司法政策論

吉野 秀保 教授 専門分野：刑事法

中央大学法学部卒業。2006年検事任官。各地の地検検事として勤務し、捜査・公判を担当。  
2022年4月から法務省より学習院大学法科大学院に派遣(実務家教員)。



「刑事司法」という言葉を聞いて、皆さんは何を思い浮かべますか？ 裁判所の法廷を思い浮かべられる方が多いでしょうか。警察官や検察官による捜査を思い浮かべられる方もいるでしょうか。いずれも正解です。しかし、果たしてそれだけでしょうか？

次の事例を考えてみましょう。

被告人は、窃盗前科6犯の50歳男性。年齢だけでも就職が難しいのに、前科のせいで更に就職口がない。当然収入もなく、前刑を仮釈放されたものの、その仮釈放中に、書店で漫画本を万引きし、それを古書店で売却して生活費を捻出するようになった。被告人は、複数の窃盗罪で起訴され、公判期日における被告人質問で、「働く気持ちはあるのに、それを受け入れない社会が悪い」と主張した。

さて、もしあなたが検察官なら、どのような情状を論告で指摘し、どのような求刑をすべきでしょうか？ もしあなたが弁護士なら、どのような弁護活動を行い、どのような弁論をすべきでしょうか？ もしあなたが裁判官なら、どのような判決を言い渡すべきでしょうか？

例えば、被告人は、「働く気持ちはあるのに、それを受け入れない社会が悪い」と主張していますが、この主張をどう評価するか。つまり、

被告人が犯行に至った経緯や動機に酌量すべき事情があると評価できるか考えてみましょう。

本件は仮釈放中の犯行ですが、仮釈放中は保護観察に付されます(更生保護法第40条)。では、保護観察とはどのようなもので、どのような人たちが関わっているのでしょうか？ 就業支援などはあるのでしょうか？ これらのことを知ると、保護観察官や保護司さんに被告人の生活状況や就職活動の状況を確認してみようという、答えを導くためのヒントを見つけることができます。

確認の結果、被告人は保護観察官や保護司の助言や支援を無視して就職活動を一切せず毎日遊んでいたことが明らかになるかもしれませんが、逆に、必死に就職活動を行っていたけれど、どれもうまくいかなかったことが明らかになるかもしれません。このような事情が判明すると、被告人の犯行に至る経緯や動機に酌量すべき事情があるかどうか、評価がしやすくなりますよね。

また、被告人には多数の同種前科があり、前刑の仮釈放中の犯行ですから、判決では懲役刑が選択され、実刑判決が言い渡される可能性が高い事案です。

では、「懲役刑」とは、具体的にどのような刑罰でしょうか？ 受刑者はどのような生活を送るのでしょうか？ どのような問題点が指摘されているのでしょうか？ 受刑中に資格を取ることのできるのでしょうか？ これらのことを知らずに、刑を求めると、それを減じるべき主張をすること、刑を宣告することは妥当ではないでしょう。

前置きが長くなってしまいましたが、刑事司法政策論においては、このような刑の執行などを含めた、犯罪が発生してから犯罪者が

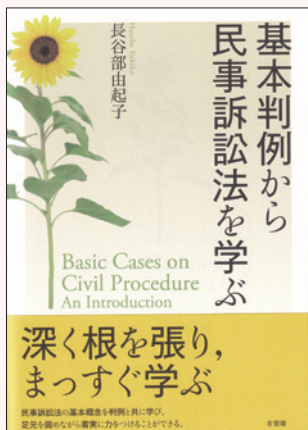
再び社会に戻るまでの一連の事象について、法制度やその効果に加え、実際の犯罪動向・実情を踏まえ、刑事実体法や手続法を中心とする立法論、刑事司法制度の運用の実体・問題点の把握、それに対する今後の課題等を検討します。

具体的には、①刑事法に関する立法作業の基本知識を習得し、刑事司法制度改革の中心である裁判員制度や被害者保護、矯正や更生保護の運用の実態等についての知識を深めるために講義を行うほか、②履修している学生各自が関心を持った刑事法に関する分野について、発表・討論を行っています。

①については、私が講義を行うほか、実際に刑事法の立法作業に関わった法務省刑事局付検事や、保護観察に付された犯罪者等の処遇を担ってきた保護観察官をゲストに招いて、経験談などを交えながら講義をしていただいたりしています。

②については、毎年様々なテーマについて学生が発表・討論を行っています。発表テーマは、例を挙げると、裁判員制度、被害者保護制度、刑の一部執行猶予制度、PFI刑務所の拡大とその問題点、死刑制度、取調べの可視化、検死・司法解剖制度、DNA型証拠、検察審査会制度、弁護士偏在、法テラス、暴力団犯罪、国際犯罪・捜査共助、サイバー犯罪、組織的犯罪への効果的対応、家族間の犯罪の防止と対応、交通犯罪の厳罰化、外国人犯罪、少年犯罪とマスコミ報道、矯正処遇と医療、法教育と犯罪防止、薬物犯罪、受刑者の社会復帰促進プログラム、ヘイトスピーチ規制法と罰則、著作権法違反の非親告罪化、拘禁刑の創設など、多岐にわたっています。

## 教員著書紹介：基本判例から民事訴訟法を学ぶ



2022年9月発売 有斐閣  
ISBN 978-4-641-13883-4



長谷部 由起子 教授

専門分野：民事訴訟法

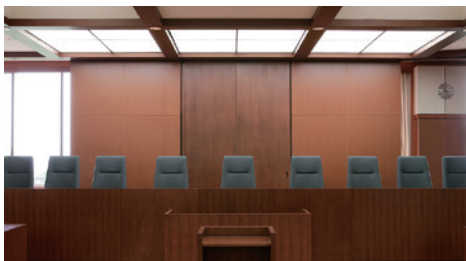
東京大学法学部卒業。1998年より学習院大学法学部教授。2004年より学習院大学法科大学院教授に就任。日本民事訴訟法学会、日本私法学会、金融法学会に所属。

法曹を目指すみなさんにとって、判例を理解することは重要です。判例がどのような法律問題についてどのような判断を示したのか、その判断は学説の見解とはどのような関係に立つものか、学説とは異なる立場が採られているとすると、それはどのような考え方の違いによるものか、判例の見解に対して、学説はどのように反応したのか等々を考えていくと、議論の奥行きがわかり、法律学はおもしろい、と感じられるようになるのです。

こうした思いから、本書では、判例を素材として民事訴訟法の基本原則や重要な概念について解説しています。取り上げた判例は、訴訟代理人・当事者、訴えの利益、二重起訴の禁止、審理の過程、判決の効力・訴訟の終了、上訴・再審、多数当事者訴訟などの28項目に関するもので、判例百選で扱われているような基本的な判例です。各項目を理解する上で重要な概念(キーワード)を掲げ、発展的な学習のための課題とそれに取り組む際に必要な参考文献も付しました。

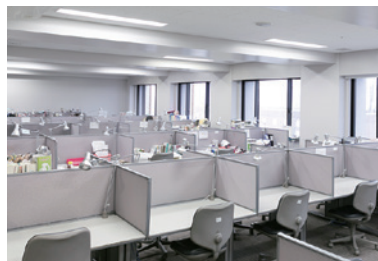
これから民事訴訟法の勉強を始める人も、ひととおり勉強したけれども理解が不十分だと感じている人も、判例の考え方(判旨)を事件の事実関係と対応させながら読み解いていくことで、民事訴訟法の理解を深めることができます。本書を読みながら、基本書の記述を適宜参照してください。学習効果はさらに上がると思います。

## 充実した設備



### 模擬法廷教室

西2号館5階には、地方裁判所とほぼ同じ構造を持つ「模擬法廷教室」があり、「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」等の授業で使用しています。



### 自習室

セキュリティ管理されている中央教育研究棟9階フロアには「自習室」「ロッカー室」があり、朝7時から夜11時まで利用できます。自習室の座席は1人1席、鍵付(暗証番号式)ロッカーは1人1台を使用することができます。希望する在学生には、ノート型パソコンが貸与されます。



### 演習室

中央教育研究棟10階に5室あり、自主ゼミ等で利用できます。



### 法学部・経済学部 図書センター

東2号館にあり、法学、政治学、経済学、経営学に関する専門図書を中心に約67万冊を収蔵しています。法を学ぶうえで必要な各分野の専門書が充実しているほか、判例検索など各種データベースにアクセス(無料)して、最新データを活用しながら学習することも可能です。

## 学習院大学 法科大学院ガイド VOL.17

発行日：2022年12月1日

発行所：学習院大学法科大学院

〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1



👉 学習院大学法科大学院ホームページ